

# みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和3年9月1日(水)  
開会 午後3時30分  
閉会 午後4時  
場所 みよし市役所 政策審議会室

出席者(選挙管理委員会委員)

職務代理者 深谷重穂 委員 三井 哲  
委員 鈴木武久

(書記)

総務部部長(書記長) 清水 創一 総務課主任主査(書記) 窪田 大輔  
総務部次長(書記) 小野田 浩司 総務課主査(書記) 横田 竜一  
総務部副参事(書記) 服部 誠 総務課主事(書記) 倉内 菜穂  
総務課副主幹(書記) 鈴木 正康

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

(1) 選挙人名簿定時登録(令和3年9月)について

ア 定時登録資格要件

イ 選挙人名簿登録数(9月定時登録)

ウ 在外選挙人名簿登録者数

エ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示

オ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示

(2) みよし市公職選挙管理規程の一部改正について

(3) みよし市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正について

(4) みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正について

3 その他

議題

名前	内容
小野田書記	<p>それでは、ただいまから選挙管理委員会を開催します。本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>なお、本日は、青木委員長より欠席の連絡をいただいております。したがって、本日の議事進行は、深谷職務代理にお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。それでは、深谷職務代理より挨拶をお願いします。</p>
深谷職務代理	<p>&lt;挨拶&gt;</p>
小野田書記	<p>ありがとうございました。ここからは、深谷職務代理に議事の進行をしていただきます。よろしく願いします。</p>
深谷職務代理	<p>それでは、議題に入りたいと思います。議題（1）選挙人名簿定時登録（令和3年9月）について、書記より説明をお願いします。</p>
横田書記	<p>議題（1）選挙人名簿定時登録（令和3年9月）について事務局より説明いたします。1ページを御覧ください。こちらは令和3年9月定時登録における資格要件になります。</p> <p>1、定時登録の基準日及び登録日は、令和3年9月1日（水）、本日となります。</p> <p>2、登録要件は、（1）、（2）となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の（1）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、本日現在において、年齢満18年以上の者になります。（2）住所要件としては、ア、令和3年6月1日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者、イ、3か月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和3年5月1日から令和3年8月31日までに転出した者、ウ、帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者となります。イのように、本市から転出した者であっても、転出後4か月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。</p> <p>3、抹消者については、（1）から（3）のいずれかに該当した場合、選挙人名簿から抹消されることとなります。（1）は、令和3年4月30日以前に転出した者で、転出して4か月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。（2）は、前回の基準日から本日までに死亡した場合です。（3）は、欠格事項に該当した場合です。</p>

横田書記

4、その他「転出者」で表示される者とは、選挙人名簿に「転出者」と表示される者のことで、令和3年5月1日以降の転出者となります。先程の2登録要件の(2)住所要件「イ」で触れた、本市から転出したが転出後4か月以内の者となります。

続きまして2ページをご覧ください。こちらは、今回の定時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和3年9月1日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,684人、女23,512人であり、合計48,196人となります。以下、3ページは投票区ごとの内訳表、4ページは投票区ごとの前回の定時登録時との増減表5ページは世代ごとの内訳表、となっております。

続きまして、6ページを御覧ください。在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。9月1日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男21人、女17人、合計38人となります。ページをめくっていただき、7ページは、在外選挙人が在留している国の内訳となります。

続きまして、8ページを御覧ください。こちらは、地方自治法における条例の制定や改廃、監査請求を行うために必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の50分の1とされているため、今回その数は964となります。算出方法は、記載の計算式のとおりとなります。

次のページを御覧ください。こちらは同じく地方自治法で規定されている「議会の解散請求」「議員の解職請求」「市長の解職請求」「副市長をはじめとする主要公務員の解職請求」「教育委員会の委員の解職請求」に必要な署名数を告示するものとなります。必要な署名数は、選挙権を有する者の3分の1とされているため、今回その数は、16,066人となります。こちらにつきましても、算出方法は記載の計算式のとおりとなります。

以上が事務局からの説明となります。

深谷職務代理

ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたら、お願いします。

それでは、御質問等がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。(1)選挙人名簿定時登録(令和3年9月)について、御異議ございませんか。

<異議無しの声>

深谷職務代理	<p>御異議ないようですので、(1) 選挙人名簿定時登録（令和3年9月）については、承認されたものといたします。</p> <p>続きまして、議題（2）から（4）規程の一部改正について、書記より説明をお願いします。</p>
鈴木書記	<p>議題（2）みよし市公職選挙管理規程の一部改正でございます。資料は、次第10ページになります。改正内容の1点目として、11月に執行されるみよし市長選挙を控え、選挙運動用ビラに関する規定を追加するものとなります。また、2点目として、押印が廃止されたことに伴い様式の備考欄に、本人確認に関する事項を追加するなどの改正を行うものになります。</p> <p>候補者は、選挙において、選挙運動用ビラを頒布できることになっております。市長選挙においては、1候補者につき、16,000枚を上限に頒布できることになっておりまして、事前に選挙管理委員会に届け出るようになっておりますので、それに関する規定を追加するものになります。改正の具体的な内容としましては、別にお配りしたA3サイズの参考資料と書かれた「規程の一部改正新旧対照表」にて説明させていただきます。1枚おめくりいただき、新旧対照表の1ページを見ていただきますと、右側が現行の規定、左側が改正案となっており、下線を引いた箇所が今回の改正箇所となります。</p> <p>改正理由の1点目の選挙運動用ビラに関しては、規程の冒頭の目次の部分に、選挙運動用ビラの第11章の2の章を追加し、本文中に第37条の2、第37条の3を追加するものになります。第37条の2では、選挙運動用ビラの届出に関する規定、第37条の3では、選挙運動用ビラに貼付する証紙に関する規定などを設けるものであります。なお、本文中に、選挙運動用ビラに関する規定を追加することに伴い、新旧対照表の3ページの第23号の2の届出の様式の追加、4ページの第23号の3の証紙の様式の追加、5ページの第23号の4の交付票の様式の追加を行うほか、他の様式の備考欄に、本人確認に関する事項を追加するなどの改正を行うものになります。なお、本人確認に関する事項については、国の公職選挙法施行規則の改正内容に倣い、規定をしております。</p> <p>資料を、次第の10ページの改正文に戻っていただきまして、本日承認がいただければ、この規程の改正につきまして、本日付で公表し、14ページの附則の施行期日につきましても、本日令和3年9月1日から施行することとしたいと思います。</p>

議題（３）みよし市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正でございます。資料は、次第の資料 15 ページになります。この規程につきましては、前回の選挙管理委員会においても、選挙公報の掲載文を電子データによる提出を可能とするため、規程の一部について改正しましたが、市長選挙を控え、紙と電子データのいずれもの提出に沿うよう、改正するものであります。また、前回の選挙管理委員会において、押印を求める手続の見直しにより、様式等から押印に関する規定を削除しましたが、様式中に本人確認に関する事項を追加するものになります。

改正箇所につきまして、A3サイズの参考資料、新旧対照表を見ていただきますと、9 ページにおいて、電子データと紙原稿によることとしたため、紙原稿を想定した 1 通、1 枚という規定を削る改正をしております。また、10 ページから 12 ページの様式中の備考において、本人確認に関する事項をそれぞれ追加するものとなります。この内容は、先程と同様、国の規定内容に倣ったものとなっております。

資料を、次第の資料 15 ページの改正文に戻っていただきまして、本日承認がいただければ、この規程の改正につきまして、本日付けで公表し、16 ページの附則の施行期日につきましても、本日令和 3 年 9 月 1 日から施行することとしたいと思います。

議題（４）みよし市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する規程の一部改正でございます。資料は、次第の資料 17 ページになります。こちらの改正につきましても、前回の選挙管理委員会において、押印を求める手続の見直しにより、様式等から押印に関する規定を削除しましたが、請求書の押印については、関係機関との調整等により全庁的に見送りがされておりました。しかし、令和 3 年 9 月から請求書の押印についても不要とするよう、会計部門から指示がありましたので、今回、規程において定める請求書の様式から印を削るものとなります。併せて、先程の選挙公報の発行に関する規程と同様、様式の備考において本人確認に関する事項を追加するものとなります。

改正箇所につきまして、A3サイズの参考資料の新旧対照表の 13 ページから 15 ページになります。それぞれ、各様式中におきまして、印を削るとともに、備考欄に本人確認に関する事項を追加するものとなります。こちらについても、国の規定内容に倣った内容となっております。

資料を、次第の資料 17 ページの改正文に戻っていただきまして、本日承認がいただければ、この規程の改正につきまして、本日付けで公表し、附則の施行期日につきましても、本日令和 3 年 9 月 1

深谷職務代理	<p>日から施行することとしたいと思います。</p> <p>以上で説明とさせていただきます。</p> <p>ただ今、書記からの説明がありましたが、御質問等ございましたらお願いします。</p> <p>それでは、御質問等がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。議題（２）から（４）規程の一部改正について、御異議はありませんか。</p> <p>&lt;異議無しの声&gt;</p> <p>御異議ないようですので、議題（２）から（４）規程の一部改正については、承認されたものといたします。</p> <p>以上で本日の選挙管理委員会を終了いたします。本日は御苦勞様でした。</p>
--------	--